

長野市いじめ問題再調査委員会答申を 踏まえた取組について

1 経 緯

令和6年12月、平成26年のいじめ事案に係るいじめ問題再調査委員会の再調査結果が報告（答申）されたことから、いじめ防止対策推進法第30条第5項に基づき、これまでに取り組んできたいじめ防止策に加えて、調査結果（再調査報告書）を踏まえた再発防止策を検討し、取り組むもの。

法第30条第5項

調査結果を踏まえ、（略）当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

2 令和6年12月答申後の取組

年月日	内容
R7.1.8	市長から教育長へ指示 いじめ防止対策等の対応を指示
R7.1.8	教育委員会定例会 答申及び今後の対応について報告
R7.1.16	校長会 答申の説明及びいじめの対応について再確認と徹底を依頼
R7.1.28	教育委員会定例会 答申を踏まえたいじめ防止対策案について協議
R7.1.30	令和6年度長野市いじめ問題対策連絡協議会 いじめ防止対策案について協議
R7.3.31	長野市いじめ問題調査・解決チーム① ※ 長野市いじめ防止等のための基本的な方針の改訂について協議
R7.4.7 4.14	校長会・教頭会 いじめの対応について再確認と徹底を依頼
R7.5.22	長野市いじめ問題調査・解決チーム② ※ 長野市いじめ防止等のための基本的な方針の改訂について協議
R7.6.4	教育委員会定例会 再調査委員会答申を踏まえた取組について協議
R7.7.2	令和7年度長野市総合教育会議 いじめ防止対策を協議

長野市いじめ問題調査・解決チーム

教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識及び経験を有する者8名で組織
いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じて意見を述べるができる

3 再調査報告書の概要

①学校のいじめ対応について

【初動の重要性】

- ・学校（特に教頭・校長といった管理職）は改めて法の理念を確認し、いじめと思われる行為を確認できたときは、ためらわず、所与の措置をとることを確認すべきである。
- ・マニュアル等を作成し事態発生時の行動方針を備えることも大切である。そして、各教員が内容を理解できるように特に管理職が働きかけをすることが大切である。

【組織的対応】

組織的な対応は管理職が主導して構築すべきところであったが、担任のみが中心となって対応に当たるなど、組織的対応を行わなかったことの弊害は大きく、改善が強く求められる。

②市教委のいじめ対応について

【市教委の意識改革】

法の理念を確認し、いじめと思われる行為を確認できたときは、ためらわず、所与の措置をとることを確認すべきである。

【学校現場への浸透策の継続的な実施】

市教委として実施する施策を学校現場まで浸透させることが重要である。

【専門的職種・組織の援助体制の構築】

聞き取り調査において専門的技法が必要となる場合は、聞き取り調査を実施する専門家・組織を確保することが望ましい。

【保護者等社会への情報提供、啓蒙】

市教委の施策等を保護者や社会に定期的に発信することにより、社会全体でいじめ問題に対する関心を高めることも重要である。

3 再調査報告書の概要

③文書の管理・保管の重要性について

事後検証に耐えられるように、情報の管理・保管は必須であり、保管期限を待たずに文書を廃棄することは論外であり、どのような文書をどのような形で何年間保管しなければならないのか、徹底されたい。

④子どもの権利の尊重の重要性について

子どもの権利に基づくいじめ対応を、保護者と学校がそれぞれ尊重し、また、両者が切れ目なく支援していくことが求められる。

4 いじめ防止対策（案）

市教委について

【市教委の意識改革】

- ・市教委は日頃から法の理解に努め、国や県からの通知や関係法規等の改訂等がある際は、速やかな確認、共有を徹底する。
- ・市教委はいじめの情報を捉えた際は、各校が法に則った対応を行うことの指導を徹底する。
- ・市教委はいじめの重大事態に関わる情報を捉えた際は、重大事態の疑いも含め、早急に組織的な対応を学校に指示し、必要に応じていじめ問題等調査員と共に学校を訪問し、情報の把握を行い、事案の対処における指導・助言を徹底する。
- ・市教委が策定した「いじめ防止等のための基本方針」について、本件の提言及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた改訂を行う。

【学校現場への浸透策の継続的な実施】

- ・各校はそれぞれ「いじめ防止のための基本方針」を作成しており、市の基本方針の改訂や実情を踏まえて見直しを重ねながらいじめ対応を行うよう指導する。
- ・市教委では、教職員、生徒指導主事や生徒指導主任、管理職といった立場の異なる職員を対象に、それぞれ毎年いじめ対応の研修を実施している。各校においても、年度初めにいじめについての研修を実施することを、改めて徹底を図る。
- ・教職員向けに作成した「いじめ対応フローチャート」や、「早期対応のポイント」を各校に配付し、事案発生時の対応について共通認識を図る。
- ・いじめ防止対策推進法やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等についての解説動画を作成し、教職員がいつでもオンデマンドでいじめ対応について学べる環境づくりを行う。

4 いじめ防止対策（案）

市教委について

【専門的職種・組織の援助体制の構築】

- ・市は法律や医療、福祉など各分野の専門家からなる、いじめ問題等調査員を配置しており、事案に応じて調査員を学校に派遣し、指導・助言する。
- ・市では児童心理専門員を講師にして、いじめ事案が発生した際、司法面接を参考にした聞き取り方法について学べる研修講座を開設している。様々な機会を捉えて研修への参加を促す。

【保護者等社会への情報提供、啓蒙】

- ・校長講話やPTA総会、保護者懇談会等を通して、いじめ問題に対する情報発信を徹底する。
- ・いじめ防止のための家庭・地域向けリーフレットを作成し、定期的な情報発信に努める。

学校について

【初動の重要性】

- ・学校は、自校で作成した「いじめ防止等のための基本方針」を実情に応じて見直しながらいじめ対応を行うことを徹底する。
- ・学校は、各種のいじめ対応の研修で学んだことを自校で共有することや、職員研修を年度初めに実施する等、いじめ対応の徹底を図る。
- ・市教委から配布されている「いじめ対応フローチャート」や、「早期対応のポイント」等を活用し、事案発生時の対応について共通認識を図る。

【組織的対応】

- ・学校はいじめを把握した際には、自校で作成した「いじめ防止等のための基本方針」に基づき、校長が速やかに自校のいじめ対策組織を招集し、組織で情報共有や対応方針を決定することを徹底する。

4 いじめ防止対策（案）

事後検証可能な調査の重要性、文書保管の重要性について

- ・ いじめ対応に関わる記録等の資料は、必ず保管しておくことを毎年各校に指導している。改めて各校に周知し、管理の徹底を図る。
- ・ 文書管理に関して、行政情報取扱規程に基づいた文書管理の徹底を周知する。

子どもの権利に基づくいじめ対応について

- ・ 市の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂において、市の子ども権利条例の内容を反映させ、各学校においてもマニュアルの見直しを行い、子どもの権利を尊重したいじめ防止対策を推進する。

5 実施した取り組み

- ・ いじめ対応に関わるオンデマンド動画を作成し、令和7年度当初に配信
- ・ いじめ対応フローチャートをポスターとし、各学校へ配布
- ・ 校長会、教頭会において、いじめに関する対応の徹底を周知
- ・ 研修会（対象：管理職、生徒指導担当、教職員）において、いじめに関する対応の徹底を周知

6 今後の対応

年月日	内容
R7.7	庁内合意 いじめ防止対策を決定
R7年度内	いじめ防止対策を公表、各校の対応マニュアルを改訂 ※長野市子どもの権利条例公布後、いじめ防止対策について確認